

○岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本政策金融公庫」という。)の融資制度に基づき、小規模事業者経営改善資金(以下「経営改善資金」という。)の融資を受けた場合に、町がその利子の一部に対し、予算の範囲内で、岩泉町補助金交付規則(昭和38年岩泉町規則第7号)に基づき、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫の経営改善資金の融資を受けた小規模事業者のうち、第6条第1項に規定する利子補給期間において町内に本店を有する法人又は住所を有する個人で、1年以上町内で営業しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者又は交付対象者と生計を同一にする者が町税、保険料、使用料等で町長が定めるものを1年以上滞納しているときは、対象としないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象資金)

第3条 補助金の交付対象資金は、通常貸付けの経営改善資金とする。

(補助金の対象限度額)

第4条 補助金の対象限度額は、通常貸付けの経営改善資金融資額限度額の範囲内とする。

(補助金の利子補給率)

第5条 補助金の利子補給率は、年0.6%以内とする。

(補助金の利子補給期間)

第6条 補助金の利子補給の期間(以下「利子補給期間」という。)は、通常貸付けの経営改善資金の返済期間の範囲内とする。ただし、利子補給期間中に移転、転居等の事実により交付対象者の資格を失った場合は、その事実があった日の属する月

をもって利子補給期間の終期とする。

- 2 交付対象者が経営改善資金の融資契約の償還期間を延長した場合の延長期間の利子補給及び債務の履行を遅延した場合の延滞期間の係る利子補給は、行わないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、交付対象者が利子補給期間において毎年4月1日から3月31日までに日本政策金融公庫に支払った利子に対し、掛かる利率の0.6%以内に相当する額とする。

(補助金の承認申請)

第8条 補助金の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、日本政策金融公庫により融資が実行された日の属する月の翌々月末までに、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象融資に係る契約書の写し
- (2) 対象融資に係る償還表の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の承認)

第9条 町長は、承認申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の承認の可否を決定し、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金承認（却下）通知書（様式第2号）により承認申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第10条 前条の規定により補助金の承認を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象融資に係る変更後の契約書の写し
- (2) 対象融資に係る変更後の償還表の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金変更承認（却下）通知書（様式第4号）により承認

決定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする承認決定者は、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金申請書(様式第5号。以下「補助金申請書」という。)に償還金及び利子を納入したことが確認できる書類の写しを添付して毎年6月30日までに町長に提出しなければならない。

2 対象融資に係る債務の償還を完了したときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期日以外の日であっても補助金申請書を提出することができる。

(補助金の交付決定等)

第12条 町長は補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金決定通知書(様式第6号)により承認決定者に通知し、及び補助金を交付するものとし、補助金の交付が適当でないとき認めるときは岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金不交付決定通知書(様式第7号)により承認決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた承認決定者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定者に係る第9条の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 対象融資の目的以外の目的に資金を使用したとき。

(3) 破産手続開始その他の理由により融資対象に係る債務の償還の完了の見込みがなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(報告の徴収等)

第14条 町長は、交付決定者に対し必要があると認めるときは、利子補給に係る対象資金に関し報告を求め、又は帳簿、書類等の調査をすることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月16日告示第2号の2）抄  
（施行期日）

第1条 この告示は、平成30年1月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定は、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後の対象融資について適用し、同日前の当該融資に係る同条の規定の適用については、「日本政策金融公庫により融資が実行された日の属する月の翌々月末」とあるのは「町長が別に定める日」とする。

附 則（令和2年3月31日告示第35号の2）

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和2年12月14日告示第109号）

この告示は、令和2年12月14日から施行する。

附 則（令和6年12月17日告示第95号）

この告示は、令和6年12月17日から施行する。

附 則（令和7年11月28日告示第80号）

この告示は、令和7年11月28日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住 所（所在地）  
申請者 氏 名（名 称） 印  
連絡先

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金承認申請書

下記のとおり小規模事業者経営改善資金の融資を受けたので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

融資金額	円
融資期間	箇月
融資利率	%
返済方法	箇月割賦払（ 箇月据置）
資金使途	1 運転 2 設備
融資年月日	年 月 日
摘要	

様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金承認（却下）通知書

年 月 日付けで承認申請がありました岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金について、下記のとおり承認（却下）しましたので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

融資機関	
融資金額	円
融資利率	%
融資期間	箇月
返済方法	箇月割賦払（ 箇月据置）
補助対象融資金額	円
補助利率	%
利子補給期間	年 月 日～ 年 月 日
補助金承認額	円
却下の理由	

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

岩泉町長

様

住 所（所在地）

申請者 氏 名（名 称）

印

連絡先

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金変更承認申請書

既に融資を受けている下記資金について、条件変更が決定となったことから、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

資金の名称		
融資機関		
条件変更決定年月日	年 月 日	
	変更後	変更前
融資金額	円	円
融資期間	箇月	箇月
融資利率	%	%
他の期間からの利子補助金の有無	有 ・ 無 有の場合 金融機関名 _____ ( % )	有 ・ 無 有の場合 金融機関名 _____ ( % )
保証料の額	保証料総額 円 一括納付 円 分割納付 円	保証料総額 円 一括納付 円 分割納付 円
他の機関からの保証料補助金の有無	有 ・ 無 有の場合 金融機関名 _____ ( % )	有 ・ 無 有の場合 金融機関名 _____ ( % )
返済方法	箇月割賦払 ( 箇月据置 )	箇月割賦払 ( 箇月据置 )

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで承認申請がありました岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の変更について、下記のとおり承認（却下）しましたので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

融資機関	
融資金額	円
融資利率	%
融資期間	箇月
返済方法	箇月割賦払（ 箇月据置）
補助対象融資金額	円
補助利率	%
利子補給期間	年 月 日～ 年 月 日
補助金承認額	円
却下の理由	

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住 所（所在地）  
申請者 氏 名（名 称） 印  
連絡先

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書  
標記補助金の交付を受けたいので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請融資

融資機関	
融資金額	円
融資利率	%
融資機関 （返済据置期間）	箇月
他の機関からの利子 補助金の有無	有 ・ 無 有の場合 機関名 _____ ( % )
他の機関からの保証 料補助金の有無	有 ・ 無 有の場合 機関名 _____ ( % )
返済方法	箇月割賦払 ( 箇月据置 )
補助金申請額	円

2 補助金振込先

金融機関名	
支店等名	
種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )
口座番号	
口座名義人氏名	(カタカナ)

様式第 6 号 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金について、下記のとおり決定しましたので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金について、下記のとおり補助金を交付しないことと決定しましたので、岩泉町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由